

報告第7号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、小松島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月9日報告

小松島市長 中山 俊 雄

小松島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

小松島市国民健康保険税条例（昭和35年小松島市条例第5号）の一部を別紙のように改正する。

令和5年3月31日 専決第5号

小松島市長 中山 俊 雄

小松島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和5年3月31日

小松島市条例第20号

小松島市国民健康保険税条例（昭和35年小松島市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「200,000円」を「220,000円」に改める。

第13条の4第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

第14条第1項中「以下「令」という。」を削る。

第24条第1項中「200,000円」を「220,000円」に改め、同項第2号中「285,000円」を「290,000円」に改め、同項第3号中「520,000円」を「535,000円」に改める。

附則第2項中「第24条第1項」を「第24条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第3項、第4項、第6項から第9項まで、第12項及び第13項中「第24条第1項の」を「第24条の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の小松島市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。